



2025/01/23 12:05 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	4101000122262
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	山本郡八竜町大口字上の沢			余白	
	山本郡三種町大口字上の沢			平成18年3月20日行政区画変更 平成18年4月6日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22番2	畑	91:	:	22番から分筆 〔昭和57年2月22日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成13年2月21日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年3月1日 第2021号	原因 平成1年2月9日譲与 所有者 山 本 郡 八 竜 町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	令和5年12月7日 第6425号	原因 平成18年3月20日合併による承継 所有者 山 本 郡 三 種 町

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。